

斜里郡 3 町終末処理場維持管理業務委託特記仕様書

(業務対象施設の名称)

第 1 条 終末処理場（以下、「処理場」という。）の名称は次のとおり。

一 名 称：斜里郡 3 町終末処理場

(施設概要)

第 2 条 処理場の概要は次のとおり。

1 斜里郡 3 町終末処理場

- 一 処 理 方 式：直接脱水処理+活性汚泥処理（堆肥）
- 二 現有処理能力：16Kl/日（し尿：8Kl/日、浄化槽汚泥：8Kl/日）
- 三 汚泥処理方式：機械式脱水
- 四 放 流 先：ウエンベツ川支流 ポンウエンベツ川
- 五 放 流 水 質：

	基準値
希釈倍率	最大 20 倍
PH	5.8～8.6
BOD	20mg/1 以下
S S	70mg/1 以下
大腸菌群数	3,000 個/cm ³ 以下

(業務委託期間)

第 3 条 斜里町（以下「委託者」という。）が業務を委託する期間は次のとおり。

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで。

(業務日及び業務時間)

第 4 条 業務は、原則として月曜日から金曜日（祝日を除く）までの昼間作業を基本とし、週休日及び休日については、緊急時を除き受託者（以下「受託者」という）の責任の範囲内において処理するものとする。

- 2 従業員の勤務を要しない時間は、無人運転とする。
- 3 受託者は自ら従業員の労務管理を行い、業務の履行にあたっては労働基準法及びその他関係法令を遵守しなければならない。

(有資格者)

第 5 条 勤務に必要な資格者は、次を満たすものとする。

- 一 し尿処理施設技術管理者の資格を有する者。
- 二 機械設備、電気計装設備の知識経験及び技能を有する者。
- 三 水質分析の知識経験及び技能を有する者。
- 四 酸素欠乏危険作業主任者の資格を有する者。
- 五 乙種第四類危険物取扱主任者の資格を有する者。
- 六 特定化学物質等作業主任者の資格を有する者。
- 七 2級ボイラー技士。
- 八 その他業務履行上必要な資格を有する者。

(業務内容)

第6条 委託業務は、処理場を維持管理及び運営するために必要な業務であり、し尿及び浄化槽汚泥の処理、並びにこれに付随する施設内の一切の機械、電気、建築、土木設備とし、業務内容は次のとおりとする。

1 施設の運転及び維持管理業務

- 一 し尿及び浄化槽汚泥収集の受入計画、処理計画の作成、検量、受入業務
- 二 し尿及び浄化槽汚泥処理業務
- 三 ボイラー運転業務及び管理業務、重油等管理業務
- 四 脱臭設備の運転管理業務（薬品の管理を含む）
- 五 脱水処理設備の運転管理業務（薬品管理、造粒濃縮設備、脱水機の運転操作、夾雑物の脱水を含む）
- 六 井戸及び給水、給湯、暖房等の通年管理業務
- 七 電気計装（高圧受電設備含む）の保守管理業務
- 八 施設全般における設備管理業務及びその他機器類の簡易な整備業務
- 九 脱水ろ液に関する業務（汚泥処理棟からの圧送、処理まで）
- 十 活性汚泥処理設備運転業務
- 十一 水質検査業務（日常試験）及び検査記録簿の作成業務
- 十二 放流水の管理業務及び関係機関対応
- 十三 脱水ケーキ運搬業務（処理場～利用農家等）
- 十四 場内の除草、除排雪、清掃等環境整備に関する業務
- 十五 薬品、消耗品等の選定についての意見具申並びに在庫管理業務

2 その他業務

- 一 保安設備、保護具及び測定器具の保守管理業務
- 二 管理業務に関する調査、報告書の作成
- 三 その他委託者より指示を受けた業務

(各種機器の運転操作、点検、整備、修理)

第7条 受託者は、各種機器の運転操作、点検、整備、修理について次により行うこと。

1 運転管理業務

一 共通業務

- イ し尿等処理施設及び付帯設備は、取扱説明書等に従って、適正且つ効率的に運転を行うこと。
- ロ 各設備、機器の流量、圧力、電流値並びに音、温度等を監視、計測、記録し、適正且つ効率的に運転を行うこと。
- ハ 業務上必要な各機器の起動、停止並びに流量設定変更、薬品補給等の業務を行うこと。
- ニ 予備機の設置されている機器は、原則として1ヶ月に1回切り替えを行うこと。
- ホ 警報が発生した場合には、迅速且つ適正に対応し、処置すること。
- ヘ 管理上必要な措置を講ずるために、全面的に運転を停止する時及び措置後に再運転をするときは、事前に組合の承諾を得て行うこと。
- ト 薬剤等の搬入時には、立ち会いを行うこと。
- チ 薬剤、消耗品、消耗品部品等の購入及び在庫管理を行うこと。

二 受入、貯留設備業務

- イ バキューム車の搬入監視業務を行うこと。
- ロ 搬入されたし尿、及び浄化槽汚泥は、破碎後に前処理機で夾雑物を除去、脱水し、脱水し渣は、組合の指定する処分業者に一般廃棄物として処分してもらうこと。

三 活性汚泥法処理設備業務

- イ 脱水設備からの脱離液（処理水）を曝気ブローワーによる適正空気の吹き込み、汚泥返送、余剰汚泥引き抜きによる適正 MLSS 濃度の維持管理を行うこと。
- ロ 活性汚泥処理液は、沈殿槽で固液分離した後、次亜塩素酸ソーダで滅菌消毒し放流すること。
- ハ 本設備の運転は、原則24時間連続運転すること。

四 脱水設備業務

- イ 活性汚泥法処理設備からの余剰汚泥は、第1貯留槽に貯留し、し尿及び浄化槽汚泥とともに脱水助剤で凝集処理した後、遠心脱水処理を行うこと。脱水処理後のろ液は、活性汚泥法処理設備の曝気槽に移送し、脱水汚泥は搬出用トラック（3t 車）に積載し、組合が指定する場所（利用農家等）に搬出すること。
- ロ 搬出用トラック（3t 車）は、組合から貸与する。
- ハ 余剰汚泥の引き抜き量は、曝気槽の MLSS 等から適量引き抜くこと。
- ニ 脱水設備の運転時間は、処理場の機能を維持するために、必要な汚泥を処理する時間とする。

ホ 脱水助剤の注入量は、脱水機能が十分に行えるように汚泥が凝集するのに必要な注入量を随時調整しながら運転を行うこと。

五 脱臭設備業務

イ 高・中濃度脱臭設備は、ファンにより吸引された臭気をアルカリ洗浄と酸洗浄をした後、大気放散すること。

ロ 高・中濃度脱臭設備の運転は、作業環境、周辺環境を維持するために行うものとし、組合から指示があった場合は、アルカリ及び酸洗浄塔への薬品注入は行わず、水洗浄のみの処理を行うこと。

ハ 極低濃度脱臭設備は、ファンにより吸引された臭気を活性炭脱臭塔を通過させた後、大気放散すること

六 希釈水取水設備

イ 設備は、汲み上げた地下水を処理場で使用するため、随時取水を確認しながら運転すること。

ロ 飲料滅菌薬品の注入量は、適量を注入すること。

2 日常水質分析業務

放流水水質の監視並びに処理場を適正に運転、維持管理するために、必要な水質等の分析業務を行うこと。

一 水質等の分析方法は、組合の指示によるものとする。

二 受託者は、水質等の分析結果を記録し、その都度委託者に報告すること。

三 受託者は、水質等の分析業務に使用する分析室、薬品、器具等は無償で使うことができる。

四 水質分析等に要する薬品、器具等は、細心の注意をもって取り扱い、事故の防止に努めること。

五 受託者は、日常の分析業務に必要な薬品、器具消耗品等の在庫管理を行うこと。

六 水質試験の項目及び回数は別表-1による。

3 保守管理業務

受託者は、事故等を未然に防止するとともに、各種機器の性能を確保するため、日常及び定期的に異常音、温度、振動、損傷、漏水、給油状況等の点検を行い、機能が十分発揮できるように管理し、定期点検を1ヶ月ごとに行うものとする。

一 日常点検は、機器保全を主目的とし、目視及び五感による観察、或いは計測器で行い異常を発見した場合は、その都度組合に報告して協議のうえ必要な措置を講じ、その経過を報告しなければならない。

二 受託者は、各機器の運転状況により、点検整備、給油、給脂を行うこと。

5 施設管理業務

外観、衛生状態を保ち、人に不快感を与えないよう施設の清掃等の管理を行うこと。

一 施設内（屋外）の落ち葉、ごみ等の清掃、除草及び植栽管理を行うこと。

- 二 管理棟、処理棟の各室、廊下等の清掃を日常業務とし行うこと。また、窓の清掃等を適時行い、施設の外観、衛生状態を保つこと。
- 三 見学者が来場した際は、処理場の説明等を対応すること。

(臨機の処置)

第8条 委託者は、災害防止のため特に必要があると認めたときは、受託者に対して臨機の処置を求めることができる。この場合において、受託者は速やかに委託者の指示に従わなければならない。ただし、緊急を要するときはこの限りでない。

- 2 前項の場合において、受託者は、その災害の処置内容を遅滞なく委託者に報告しなければならない。
- 3 受託者が第1項または第2項の規定により、臨機の処置をとった場合において、当該処置に要した費用負担については両者協議して定めるものとする。

(簡易な修理)

第9条 処理場で発生した故障のうち、容易に修理可能なものの復旧については業務に含むものとする。その範囲は通常の勤務者が備え付け工具を用い、就業時間内にできる範囲とし、外部より技術者の派遣を求める場合及び特殊な機器・部品又は高度な専門技術を必要とする修理修繕は含まないものとする。

- 2 受託者が、第1項又は第2項の規定に定める範囲を越えて委託者に修理を求めた場合において、当該処置に要した費用負担については両者協議して定めるものとする。

(費用の負担区分)

第10条 管理運営に必要な費用の負担区分は次のとおりとする。

1 委託者の負担

- 一 修繕費（外部に発注するもの）
- 二 備品費（水質試験用機器、工具、資料1～3に示さない物品）
- 三 消耗品費（修繕部品、資料1～3に示さない物品）
- 四 外注業務費（消防設備等点検、地下タンク点検）
- 五 脱水ケーキ処分費
- 六 産業廃棄物処分費
- 七 光熱費（電気料金等）（資料5）

2 受託者の負担

- 一 従業員の人件費（給与、福利厚生費、諸手当等）
- 二 薬品費（次亜塩素酸ソーダ、高分子凝集剤、ポリ硫酸鉄他）（資料1）
- 三 消耗品費（水質試験、器具等）（資料2）
- 四 光熱費（通信費）（資料3）

五 その他必要に応じて用意するもの（資料４）

３ 価格の変動

社会情勢の変動により著しく価格の変動が生じた場合は、両者協議して定めるものとする。
この契約締結後、消費税等に変動が生じた場合は、甲は契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（その他）

第１０条

１ 消耗品の購入について

受託者は、作業用備品、消耗品類の購入に当たっては、町内での価格調査を行い比較した上で安価になるよう努め購入しなければならない。ただし、町内にて購入が難しいと判断された場合はこの限りでは無い。また、購入先を実績報告書にて報告すること。

別表－１ 水質試験項目・回数

（第７条２項に関する事項）

日常試験	１回／勤務日
週試験	１回以上／週
中間試験	１回／月

資料１ 薬品類

品 名	用 途 ・ 規 格	数 量
次亜塩素酸ソーダ	放流水減菌用	一式
高分子凝集剤	汚泥脱水用（P-355 相当）	一式
ポリ硫酸鉄	汚泥脱水用	一式
苛性ソーダ	脱水・消臭用	一式
硫酸	脱水・消臭用	一式
消泡剤	水処理用（F-202 相当）	一式

資料２ 消耗品

品 名	用 途 ・ 規 格	数 量
水質用試薬、器具等	補充及び消耗分（pH計ガラス電極含む）	一式

資料３ 光熱費

品 名	場 所	数 量
通信費	３町終末処理場	一式

資料４ その他必要に応じて受託者で用意するもの

品 名	用 途 ・ 規 格	数 量
自動車	ポンプ場、ポンプ所等の点検	一式
除雪機	斜里郡３町終末処理場	一式
草刈機	芝地の草刈り	一式
刈払機	芝地、ポンプ所等の草刈	一式
除草剤噴霧器	処理場、ポンプ所等の除草	一式
ポリッシャー	ワックス剥離用	一式
高圧洗浄機（可搬式）	マンホール内洗浄	一式
パソコン	報告書等の作成	一式
プリンター	報告書等の作成	一式
コピー機	報告書等の作成	一式
カメラ	報告書等の作成	一式
ファクシミリ	ポンプ所帳票データの受信	一式
ファックスモデム	ポンプ所通報装置の設定	一式
電話器	連絡等	一式
冷蔵庫	職員の福利厚生用	一式
湯沸し器	職員の福利厚生用	一式
寝具	緊急時の宿直用	一式
机	事務作業	一式
椅子	事務作業	一式
測定機器	テスター、検電器、絶縁抵抗測定器	一式
事務用品	一般汎用の範囲内	一式
衛生用品	一般汎用の範囲内	一式
安全管理器具	ヘルメット、酸欠メーター、安全帯、安全靴他	一式

資料５ 光熱費

品 名	場 所	数 量
電力	３町終末処理場	一式
重油	水処理加温用、暖房用（３町終末処理場）	一式
灯油	暖房用（３町終末処理場）	一式
軽油	脱水汚泥搬出用トラック	一式
草刈・除雪用燃料	各種機器燃料（ガソリン、軽油）	一式

